

基本的事項の骨子案

第 3 回策定審議会の検討を踏まえ、基本的事項における骨子案を次のとおり作成しました。

1. 前文

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し豊かな自然に恵まれるとともに、江戸時代の舟運、現在も道路や鉄道の交通網が発展し、また、神社や祭りなどの伝統・文化を受け継ぎ、今日の久喜市が築かれてきました。

近年、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより、本市をとりまく社会環境は大きく変貌してきており、地方自治の再構築や行政課題の見直し等が求められています。それらの課題に対応するには、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を担いながら共に力を合わせてまちづくりを推進していくことが重要です。

このような認識のもとに、久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、市民が自ら市政に参画し、協働することにより個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会を構築するため、市政全般にわたる指針として久喜市自治基本条例を制定します。

2. 議会

(議会の責務)

- 1：議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるように努めます。
- 2：議会は、情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

- 1：議員は、市民の代表者として、市民の意見を積極的に把握し、誠実にその職務を遂行するよう努めます。

3. 条例の実効性担保

(保留)

4. 住民投票

◆個別型の場合

- 1：市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができます。
- 2：市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとします。
- 3：住民投票の実施に関し、投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

◆常設型の場合

- 1：市長は、市政に関する重要課題について、市内に住所を有する満●歳以上の者が、その総数の●分の●以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければなりません。
- 2：住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満●歳以上の者とします。
- 3：市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 4：住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めるものとします。